

男鹿市条例第12号

男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

男鹿市介護保険条例（平成17年男鹿市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～11 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 12 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度から令和4年度の保険料（令和2年2月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。 （1）及び（2） （略） 13 及び 14 （略）</p>	<p>附 則 1～11 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 12 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度から令和4年度の保険料（令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。 （1）及び（2） （略） 13 及び 14 （略）</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。